

外国人技能実習制度関係者養成講習の開催について

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会群馬県支部
(一般社団法人群馬労働基準関係団体連合会)

技能実習法*によって、技能実習制度をこれまで以上に適正かつ円滑に運営する観点から、技能実習生を我が国に受け入れる監理団体や、実際に技能実習を行う実習実施者は、技能実習を担当する役職員の職務に応じて、技能実習・入管関係法令、労務管理・安全衛生の分野等に関する一定の講習(養成講習)を受講していただくこととなりました。

そこで、この分野の講習に長年の実績を有する公益社団法人全国労働基準関係団体連合会では、労働基準行政や入管行政に詳しい方々のお力添えを得て、法定の養成講習を開催しています。

養成講習は、① 受講を修了した者を配置しなければ技能実習制度を利用できない、あるいは、② 修了した者をより多く配置すれば優遇措置を受けやすいものとなっており、講習を修了した者を配置しなければ事業を継続できなくなるおそれがあります。

この分野に経験豊富な講師陣が、このために編集制作したテキストを元に、「しなければならぬこと」「してはいけないこと」「した方がよいこと」などを「分りやすく」解説します。

監理団体関係者の皆さん、実習実施者の皆さん、当連合会の養成講習の受講をご検討ください。

***「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」**

(平成 28 年 11 月成立、平成 29 年 11 月 1 日施行)

■講習日程等

講習名	日程	講習時間	講習料
監理責任者等講習	9月1日(火)	8:55~16:40 受付開始 8:30	12,500円
技能実習責任者講習	9月2日(水)	8:55~16:40 受付開始 8:30	11,500円
技能実習指導員講習	9月3日(木)	8:55~16:20 受付開始 8:30	10,500円
生活指導員講習	9月4日(金)	8:55~15:10 受付開始 8:30	9,500円

■申込先

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会

www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001.html